

「少額短期保険業者向けの監督指針」一部改正

現行	改正後
<p>II. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-3 保険募集態勢</p> <p>II-3-3-2 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 法第 300 条第 1 項第 9 号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 規則第 234 条第 1 項第 4 号関係</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 少額短期保険業者の信用又は支払能力等の表示に関し、規則第 234 条第 1 項第 4 号に抵触する行為には次のような行為が考えられる。</p> <p>(ア) 法第 272 条の 16 に規定する業務報告書及び中間業務報告書に記載された数値若しくは法第 272 条の 17 に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類に記載された数値又は信用ある格付機関の格付(以下、「客観的数値等」という。)以外のものを用いて、少額短期保険業者の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること。</p> <p>(イ)～(カ) (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>V. 経過措置期間の留意点等</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 引受限度額を超える保険の引受けについて</p> <p>法施行後7年間の経過措置として認められる引受限度額を超える保険の引受けについては、超過部分を国内の保険会社に再保険を付すことが条件となっている。一方、外国の保険業者(国内の免許業者でない業者)</p>	<p>II. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-3 保険募集態勢</p> <p>II-3-3-2 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 法第 300 条第 1 項第 9 号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 規則第 234 条第 1 項第 4 号関係</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 少額短期保険業者の信用又は支払能力等の表示に関し、規則第 234 条第 1 項第 4 号に抵触する行為には次のような行為が考えられる。</p> <p>(ア) 法第 272 条の 16 に規定する業務報告書及び中間業務報告書に記載された数値若しくは法第 272 条の 17 に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類に記載された数値又は信用ある格付業者の格付(以下、「客観的数値等」という。)以外のものを用いて、少額短期保険業者の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること。</p> <p>(イ)～(カ) (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>V. 経過措置期間の留意点等</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 引受限度額を超える保険の引受けについて</p> <p>法施行後7年間の経過措置として認められる引受限度額を超える保険の引受けについては、超過部分を国内の保険会社に再保険を付すことが条件となっている。一方、外国の保険業者(国内の免許業者でない業者)</p>

現行	改正後
<p>に再保険を付すことの申請が行われた場合は改正法附則第16条に基づく審査が行われることとなるが、その際は、当該再保険に代えて、当該再保険と同等又は有利な条件の再保険を保険会社に付すことが困難であることについて、当該契約条件が不自然に有利な条件となっていないか、外国保険業者の事業内容全般、格付機関による評価、他の保険契約条件等についても確認のうえ判断すること。</p> <p>(13) (略)</p>	<p>に再保険を付すことの申請が行われた場合は改正法附則第16条に基づく審査が行われることとなるが、その際は、当該再保険に代えて、当該再保険と同等又は有利な条件の再保険を保険会社に付すことが困難であることについて、当該契約条件が不自然に有利な条件となっていないか、外国保険業者の事業内容全般、格付業者による評価、他の保険契約条件等についても確認のうえ判断すること。</p> <p>(13) (略)</p>